平成２３年（フ）第２５２号
名古屋市守山区長栄19番31号　アーバニア長栄Ｂ201号
債務者　佐藤　　守
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７０号
兵庫県姫路市広畑区本町３丁目595番地５、従前の住所滋賀県高島市鴨川平２丁目３番地５
債務者　明石　弘實
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５３号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目58番地共有ハウジング２－Ｄ
債務者　グリーン妙子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２号
北海道小樽市最上２丁目11番7301号　最上団地７号棟、前住所北海道小樽市緑２丁目34番10号
債務者　西東千佳子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１４号
北海道小樽市銭函２丁目18番372号　銭函団地３号棟
債務者　和田　謙一
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８号
北海道小樽市色内２丁目９番23号、前住所北海道小樽市稲穂５丁目２番４号
債務者　岩本　友美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２６号
北海道小樽市新光１丁目23番121号
債務者　小林タミ子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１６５号
仙台市宮城野区大梶13番42号　コーポサークルワン102
債務者　堀川　治美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
宮城県気仙沼市太田１丁目８番６号
債務者　村上　一男
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第１１号
群馬県桐生市広沢町２丁目3107番地
債務者　平賀　　宏
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１９号
千葉県習志野市東習志野８丁目27番15号
債務者　佐々木久子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３号
千葉県八千代市八千代台北17丁目１番６号
債務者　臼井奈緒美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１号
千葉県船橋市習志野台５丁目18番15号　フォレスト弐番館202号
債務者　森　　明子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３号
石川県白山市倉光８丁目58番地１　ツイン・ビレッジ15号室
債務者　笠松　孝司
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
岐阜県羽島郡岐南町若宮地２丁目44番地
債務者　中田　広明
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
岐阜市月ノ会町１丁目12番地13
債務者　林　　智子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
岐阜市早田東町５丁目12番地１
債務者　鶴田　弘美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岐阜地方裁判所